

第86号
2022年12月1日
発行

同推くん

発行・編集
海蔵地区人権・同和
教育推進協議会広報部
事務局地区市民センター内
電話 333-8770

第29回人権を考える集いを終えて

10月1日に「第29回人権を考える集い」を3年ぶりに開催しましたのでご報告します。今回は昨年2021年5月に全国公開された映画「お終活 熟春！人生、百年時代の過ごし方」を上映しました。地区内外合わせて約120名の参加がありました。

【映画解説】

2021年製作／113分／G／日本

配給：イオンエンターテイメント

仕事や子育てが一段落した熟年夫婦の騒動をコミカルに描いたドラマ。結婚50年を迎える大原夫妻。定年退職した夫の真一が家にずっといることで、妻の千賀子は夫在宅ストレス症に陥っていた。相手への気遣いもまったくなくなり、真一は健康麻雀、千賀子は健康コーラスに通って趣味仲間にお互いの愚痴を言い合う2人は熟年離婚寸前となっていた。そんな中、葬儀社に転職したばかりの菅野と出会った娘の亜矢は終活フェアの存在を知る。亜矢から終活フェアへの参加を勧められた千賀子はフェアに足を運び、前向きに今後のことを考えようとするが、千賀子の終活への姿勢に、真一は「縁起でもない」と嫌がり、夫婦に新たな危機が生まれてしまう。葬儀社の菅野役を「BOYS AND MEN」のリーダー水野勝、真一と千賀子夫妻役を橋爪功、高畑淳子、娘の亜矢役を剛力彩芽がそれぞれ演じる。

この映画を見終わった後、とても心が温かくなり、思わず笑顔になったのは私だけではありませんでした。それはアンケートの結果からよく分かりました。その一部をご紹介します。

- ・暗い話になるかと思ったら、思いつき笑ってそして感動の涙。心温まる映画でした。
- ・老いを感じ始めた年齢なので、今の私にとって、とても共感できた。
- ・人はみなそれぞれ。生き方も違う。でも相手を尊重することはとても大事なことです。
- ・本当にいい映画でした。連れ合った二人で一生仲良くしたい気持ちになりました。

映画の登場人物に自分を重ねてご覧になった方も多かったのではないのでしょうか。私は橋爪功演じる親父の、自分よがりの一挙手一投足をハラハラ・ドキドキしながら「それは違うやろ」、「それわかる、わかる」と首を横に振ったり縦に振ったりしながら見ていました。職業に対する偏見もなんのその親父は突っ走ります。「そんなこと言わんでも分かるやろ」、「夫婦ならあうんの呼吸を察しろ」というのはあたりまえ。そんな親父と高畑淳子演じる妻との掛け合いは、最高でした。映画はその事をおもしろおかしく、最後はジーンとくるシーンで見ると感動させてくれました。私はテレビ放送を録画して繰り返し見ましたが、ストーリーが分かっている同じ場面で怒ったり、笑ったり、泣いたり飽きない映画でした。とても良く出来た映画だと思います。

最後に、今回の企画に協力して戴いた各種団体の代表委員の皆様、まちづくり協議会、社会福祉協議会健康推進部の皆様にお礼申し上げます。（F）

水平社宣言にはどんなことが書かれているの？（Ⅲ）

さて今回でシリーズ最終回となります。

水平社宣言が生まれるまでを簡単におさらいします。

1918（大正7）年にコメの価格が暴騰し、京都では生活に困った女性たちが米の配布券を求めて大挙して交番に押しかけ、軍隊が出動して鎮圧する騒ぎとなりました。いわゆる「コメ騒動」です。騒動が過激になったのは部落民が関与しているからとし、新聞や雑誌で『特殊部落の住民の中には牛馬等の屠殺を仕事とするものが少なくない。その性質は粗暴でややもすれば残忍になる傾向がある』と報道されたのです。警察や行政はコメ騒動をきっかけに部落対策が必要だと考えました。しかしその対策は回りから同情されるよう、部落の側に説いたものでした。これが部落改善運動、同情融和運動と言われる施策です。たとえば「朝起きたら顔を洗い、便所に入ったら手を洗いましょう」「言葉遣いや振る舞いを正しましょう」などと書かれたチラシが配られ、これを見た多くの部落の人たちは「バカにしている」とは受け取らず、部落に対しての啓蒙で有難い達しだと思っていました。これに反発した各地の部落の青年たちが、なぜ差別されている者たちが卑屈にならないのか。世間の同情を求めるのではなく、自分たちの力で差別とたたかうべきではないか。青年たちは自らを水平社と呼びその理念を巡って議論を重ねました。こうして水平社宣言が書き上げられました。執筆を担当したのは西光万吉。1922年3月3日のことでした。

前回に続き最後の段を読みながら一緒に考えてみましょう。

われわれ ○ ○ こと ほこ う とき き
吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。
われわれ ひくつ ことば きょうだ こうい そせん はずか にんげん ほうとく
吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆し
てはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勤はる事が何んであ
るかをよく知つてゐるわれわれ ひと よ つめ ど つめ にんげん いた こと な
吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。
すいへいしゃ うま
水平社は、かくして生れた。
ひと よ ねつ にんげん ひかり
人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月

水平社

「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」

『水平社宣言と私』（解放出版社・高野雅夫さんの文章より）

高野さんは夜間中学卒業生で「水平社宣言」を初めて読んだとき、血の流れが変わった衝撃をうけたそうです。以下本文

…もう一つは、「水平社宣言」の生命である「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」という確信です。「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」、それはまさしく、「吾々が夜間中学生である事を誇り得る時が来たのだ」そう思ったのです。

そう思ったとき、「この『水平社宣言』に挑戦したい、そして絶対にこの『水平社宣言』を乗り越えてみせる」と心に誓いました。

…劣等感こそが最大の武器であり、マイナスこそが最高の財産であり、敗者こそが歴史のペースメーカーであり、敗者の歴史に学び受け継ぐことこそが、荒れた大地を、腐敗した大地を豊かにし、人類の未来を切り拓いていく、創り出していく「肥やし思想」だと思ったのです。

「吾々はかならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によって祖先を辱め人間を冒瀆してはならぬ」

「怯懦」というのは、「臆病なこと。おじおそれること、また、そのさま」。自分が部落出身者だということが、いつばれるか、ビクビクすること、それを「怯懦」と言っています。この部分はとても重要で、「寝た子を起さすな」という考え方では絶対ダメだということ。なぜ「寝た子を起さすな」ではいけないのかというと、差別を生み出している原因に目を向けないことになるからです。これでは絶対に部落差別を撤廃できません。そして自分を卑下して、ダメな人間と考えるのではなく、自分は自分であって、すばらしい存在なんだという意識、自尊感情を持つことを呼びかけています。

「人の世の冷たさが、どんなに冷たいか、人間を勤はることが何であるかをよく知っている吾々は、心から人生の熱と光を願求礼讃するものである」

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と結ばれる水平社宣言から100水平社は、差別の痛みがどれほどつらいものであるかをよく知っているわれわれこそが、一切の差別を撤廃し、すべての人間が人間として光り輝く存在として尊重される社会の建設をめざすのだという立場をとりました。

年。日本初の人権宣言と言われ、社会のあらゆる人権問題の克服に向けた原点となってきました。誰にも潜みうる差別の心を溶かす「熱」と、すべての人を等しく照らす「光」を手にするのか。人間の尊厳を重んじる宣言の精神を改めて見つめます。（朝日新聞デジタルより）

ここまでを現代語訳してみましよう（奈良県立教育研究所・水平社宣言の内容子ども版より）

私たちが、その生き方を誇りとする時が来たのです。

私たちは、どのようなことがあっても、決して、自分を見下げたり、周りの目を気にするような行動で、祖先の誇りをけがしたり、自分という人間を傷つけるようなことをしてはなりません。

私たちは、人の世の冷たさがどんなに冷たいものか、人間をいたわるということが本当はどういうことをよく知っています。だからこそ、私たちは心の底から人間の世の中のぬくもりと、新しい時代への希望を求めているのです。

水平社は、このような思いから生まれました。

人の世に熱あれ 人間に光あれ

大正11年3月

水平社

人種、民族、生まれや育ち、障害やセクシュアリティなど人はみないろいろです。しかしマイノリティーの前にはさまざまな社会の壁が立ちはだかっています。そんな社会と向き合う指針となるかも知れないのが「水平社宣言」です。宣言文に「人間は尊敬すべきもの」とあり、これがすべてのあらゆるアイデンティティーを肯定していこうと言っています。差別に苦しんだ被差別部落の青年たちが書き上げたものですが部落差別だけではない、いろんな被差別マイノリティーの共感を呼び、このことが100年前に出された水平社宣言がいまなお脈々と受け継がれている大きな理由です。最後に水平社宣言の全文を掲載します。

宣 言

全国に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勤めるかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荆冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勤める事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月

水平社

(2016年同推くん64号~68号で特集した「シリーズで学ぶ水平社運動とは」、「公財すみりんニュース No.14」、「NHKバリバラ2022/3」から引用しました。同推くんは海蔵地区ホームページでご覧になれます。)

(F)

読書の部屋 第4回

寒い季節になりました。
暖かいお部屋で熱いコーヒーと一緒に、読書はいかがでしょうか？

今回、ご紹介するのは小説ではなくエッセイです。
エッセイは、どこから読んでも気楽に非常に楽しめます。
佐藤愛子著「90歳 なにがめでたい！」です。
著者は有名な小説家の佐藤愛子さんです。2016年に発行され大変評判になったので、もうすでに読んだわと言われる方も多いでしょう。

内容的には毎日の出来事、昔の思い出など多岐に渡りますが、その切り口がユーモア一杯で、発想もユニークで読んでいて大変おもしろく、声を上げて笑ってしまう事も一度や二度ではありませんでした。

しかも辛口の本音も入っていて67才の私も「ある！ある！」と思わず頷く事が何度もありました。

著者の佐藤愛子さんは大正12年生まれで、2022年現在98才で まだ元気に活躍されているようです。

こういった人生の大先輩を拝見していると老後も悪くないと思えます。
(もちろん、心身共に元気な場合ですが・・・)

私も何とか元気に頑張って生きて行こうと言う勇気を頂きました。
とにかく、読みやすいのがエッセイの特長だと思います。

皆さまも、ぜひ、ご一読ください。



【春の叙勲】旭日小授賞作家の
佐藤愛子さん

著者略歴

大正12年大阪生まれ、昭和44年「戦いすんで日が暮れて」で第61回直木賞受賞、平成27年「晩鐘」で第25回紫式部文学賞を受賞。

エッセイの名手としても知られ、近著に「孫と私の小さな歴史」や「役に立たない人生相談」がある。

(O)

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」

令和4年5月19日に三重県議会で、差別解消に向け、人権問題への対応を県の責務として規定した条例案が全会一致で可決されました。基本理念として「あらゆる不当な差別、人権侵害のない社会を実現することを決意する」と明記されています。

今まであった「人権が尊重される三重をつくる条例」が全面改正され、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」となりました。

大きく改正された内容の一つとして「不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」があります。まずは、相談体制として

- ・県は、人権問題に関する相談に応じなければならない
- ・県は、相談があったときは、助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応等を行うとされています。次に不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制として
- ・相談対応での解決が困難な不当な差別に係る紛争について、知事による助言・説示・あっせんの手続を整備
- ・知事は、必要に応じて、第三者機関(三重県差別解消調整委員会)に諮問
- ・不当な差別を行ったと認められる者が、正当な理由なく助言・説示・あっせんに従わないときは、知事が勧告を行う
- ・関係者の秘密を除いて助言・説示・あっせん・勧告の状況を公表（氏名は公表されません）となっています。

これは差別事案で県が当事者間の仲裁役として介入できるようにした条例は全国で初めてということですが。

不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策として

- ・人権教育及び人権啓発
 - ・人権侵害行為による被害の救済
 - ・実態調査
 - ・情報の収集、蓄積及び分析
 - ・インターネットを通じて行われる人権侵害行為の防止
 - ・災害等の発生時における人権侵害行為の防止
- などがあります。

この内容は三重県庁ホームページの人権課に掲載されている「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例 逐条解説」から抜粋したものになります。

リンク：トップページ ▶ くらし・環境 ▶ 人権・男女共同参画・NPO・人権施策総合 ▶ 差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例が制定されました

URL:<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001016273.pdf>

この解説ではこの条例の解説はもちろん、基本理念としている世界人権宣言、人権に関する諸条約、日本国憲法の解説が解りやすく記載されていますので読んでいただけたらと思います。

(SU)

◎同推くんのバックナンバーは、『かいぞう地区』のホームページからご覧いただけます。
<http://www.kaizotiku.org/>